

令和2年第4回臨時会

新十津川町議会臨時会会議録

令和2年6月29日 開会

令和2年6月29日 閉会

新十津川町議会

令和2年第4回新十津川町議会臨時会

令和2年6月29日（月曜日）

午前10時開会

○議事日程（第1号）

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 議案第54号 令和2年度新十津川町一般会計補正予算（第6号）

○出席議員（11名）

1番	井向一徳君	2番	村井利行君
3番	進藤久美子君	4番	鈴井康裕君
5番	小玉博崇君	6番	杉本初美君
7番	西内陽美君	8番	長谷川秀樹君
9番	長名實君	10番	安中経人君
11番	笹木正文君		

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条により出席した者の氏名

町長	熊田義信君
副町長	小林透君
教育長	久保田純史君
代表監査委員	岩井良道君
監査委員	奥芝理郎君
会計管理者	内田充君
総務課長	寺田佳正君
保健福祉課長	長島史和君
教育委員会事務局長	後木満男君

○職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長	中畑晃君
--------	------

◎開会の宣告

(午前10時00分)

○議長（笹木正文君） 皆さん、おはようございます。ただ今から令和2年第4回新十津川町議会臨時会を開会いたします。

◎表彰状伝達

○議長（笹木正文君） まずはじめに、表彰に関する報告をいたします。

去る6月16日に北海道町村議会議長会定期総会が書面会議で開催された際に、多年にわたり町議会議員として、更には、議長としての功績が認められ、長名實君並びに長谷川秀樹君が、令和2年自治功労者として表彰されました。

ただ今より表彰状を伝達いたしますので、受賞されました長名實君、長谷川秀樹君は、前方へお進みください。

〔長名實君並びに長谷川秀樹君登壇〕

○議長（笹木正文君） 表彰状。新十津川町議会、長名實殿。

あなたは議会議員として多年にわたり議会制度の高揚と地域の振興及び住民福祉の向上に盡され、もって地方自治の発展に寄与貢献され、その功績はまことに顕著であります。よってここにこれを表彰いたします。

令和2年6月16日、北海道町村議会議長会会長、渡部孝樹代読。
おめでとうございます。

〔長名實君賞状授与〕

○議長（笹木正文君） 表彰状。新十津川町議会、長谷川秀樹殿。

あなたは議会議員として多年にわたり議会制度の高揚と地域の振興及び住民福祉の向上に盡され、もって地方自治の発展に寄与貢献され、その功績はまことに顕著であります。よってここにこれを表彰いたします。

令和2年6月16日、北海道町村議会議長会会長、渡部孝樹代読。
おめでとうございます。

〔長谷川秀樹君賞状授与〕

○議長（笹木正文君） 受賞されましたお二人に心からお祝いを申し上げますと共に、熱意あふれる見識をもって町政の発展にご努力を賜ったそのご功績に対して深く敬意を表し、表彰の伝達を終わります。

◎開議の宣言

○議長（笹木正文君） ただ今、出席している議員は11名であります。

定足数に達しておりますので、ただちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（笹木正文君） 本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表に基づき、順を追って進めてまいりますので、よろしく願いいたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（笹木正文君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、新十津川町議会会議規則第127条の規定により、9番、長名實君。10番、安中経人君。兩名を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（笹木正文君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日限りといたしたいと思っておりますが、これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日1日限りと決定いたしました。

◎議案第54号の上程、説明、質疑、討論及び採決

○議長（笹木正文君） 日程第3、議案第54号、令和2年度新十津川町一般会計補正予算第6号を議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） おはようございます。ただ今上程いただきました議案第54号、令和2年度新十津川町一般会計補正予算第6号。

令和2年度新十津川町一般会計補正予算第6号は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ122万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ95億403万3千円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

なお、内容につきましては副町長より説明申し上げますので、よろしくご審議の上、議決賜りたくお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 小林透君登壇〕

○副町長（小林透君） ただ今上程いただきました議案第54号、令和2年度新十津川町一般会計補正予算第6号について、内容をご説明申し上げます。

8ページ、9ページをお開き願います。

歳入歳出予算補正事項別明細書により、補正のある款のみご説明を申し上げます。

総括、歳入。

15款、国庫支出金。補正額122万5千円。これは、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金でございます。計12億4,048万8千円。

歳入合計、補正額122万5千円、計95億403万3千円。

次に、歳出でございます。

10款、教育費。補正額122万5千円。計5億2,972万8千円。財源内訳、特定財源、国道支出金で122万5千円。

歳出合計、補正額122万5千円。計95億403万3千円。財源内訳、特定財源、国道支出金で122万5千円でございます。

次に、歳出の内容をご説明申し上げます。12ページ、13ページをお開き願います。

10款2項1目学校管理費。補正額61万7千円、計8,156万1千円。財源内訳、特定財源、国道支出金で61万7千円。内容を申し上げます。事業番号8番、小学校新型コロナウイルス感染症予防対策事業61万7千円。これは、新型コロナウイルス感染予防対策による、長期休校の影響により、夏休みを短縮して授業時間数を確保する必要が生じたため、児童の熱中症対策として、扇風機と製氷機を購入する経費を補正計上するもので、扇風機は、既存台数を差し引いた20台、製氷機は1台を購入したいとさせていただきます。

次、3項1目学校管理費。補正額55万円、計5,661万8千円。財源内訳、特定財源、国道支出金55万円でございます。内容を申し上げます。事業番号6番、中学校新型コロナウイルス感染症予防対策事業55万円。これは、小学校と同じく熱中症対策として、扇風機14台と製氷機1台を購入する経費を補正計上するものでございます。

次、4項4目図書館費。補正額5万8千円、計3,568万円。財源内訳、特定財源、国道支出金で5万8千円。内容を申し上げます。事業番号5番、図書館新型コロナウイルス感染症予防対策事業5万8千円。これは、新型コロナウイルス感染予防対策として、出入口可1か所しかない図書館のレファレンス室と読み聞かせ室の効果的な換気を行うため、扇風機とサーキュレーターを各2台ずつ購入する経費を補正計上するものでございます。

以上、一般会計補正予算第6号の内容説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 以上で、議案第54号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

ただちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

10番、安中経人君。

○10番（安中経人君） 小中学校両方について共通することでお伺いします。

我々がだいたい想定すると分かるのですが、休校日数がいくらであって、その見返りとして短縮、時間関係がどのようにその辺の調整をするのか、その辺の内訳について教えて欲しいと思います。

○議長（笹木正文君） 答弁を求めます。

教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（後木満男君） それでは10番議員の質疑にお答えいたします。

まず、休校でございますが、当初、夏休みにつきましては7月の18日から8月の16日ということで予定しておりましたが、今回授業時数を回復させるということで、8月の1日

から8月の16日ということで、7月については登校するというようなことで実施いたします。

実際には登校日は8日間ということになります。ですから、夏休みは8日間、実質減少するというようなことになっております。

それと、時間短縮の関係でございますが、小学校の1年生につきましては午前授業ということで、夏休み中は考えております。それと、ほかの学年についてもB日課という短い時間の日課を取り入れながら、夏休み期間中であつた登校日については対応するというようなことで、今実施することとしております。以上でございます。

もう1点追加で、物品のこの扇風機、製氷機の納品でございますが、夏休み前まで7月の17日までに納品できるということで、在庫等を確認しているところでございます。以上でございます。

○議長（笹木正文君） はい、よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

7番、西内陽美君。

○7番（西内陽美君） お伺いいたします、2点伺います。

製氷機の使われ方と、あと小学校、中学校、それぞれエアコンが付いているお部屋は、あるのかどうかということをお聞きします。

○議長（笹木正文君） 答弁を求めます。

教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（後木満男君） それでは、7番議員の質疑にお答えいたします。

まず、製氷機の使われ方ですが、小学校については、児童が水筒を持ってきておりますので、その水筒の氷の補充に使っていただきます。

それと、小中共通になりますけれども、体育ですとか部活動、少年団活動等、これらの時に熱中症対策として、アイシング等にも使えますし、そのようなことで使おうというふうに考えております。

製氷機、性能的には少し大きめの物を購入することとしておりますので、作って、取り置きして、クーラーボックスに入れておくですとか、冷蔵庫に入れておくということで、いろんな先生方別々の対応で使えるということになっております。

エアコンにつきましては、学校においてはパソコン教室のみの設置ということになっております。以上です。

○議長（笹木正文君） はい、西内陽美君。

○7番（西内陽美君） 直接授業には関係ないお部屋なんですけれども、保健室なんかはいかかでしょうか、設置されますか。

○議長（笹木正文君） 答弁を求めます。

○教育委員会事務局長（後木満男君） 保健室についても、エアコンは現在付いておりません。以上です。

○議長（笹木正文君） 7番、西内陽美君。

○7番（西内陽美君） 近年は北海道でも本州に負けないような30度を超えるような真夏日が珍しくなくなってきましたので、これから以降はやはり、熱中症になりかけたとか、

調子が悪いというお子さんとか生徒のためには、エアコンを保健室だけにでも設置していくというような、そういったお考えはないのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（笹木正文君） 答弁をお願いします。

教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（後木満男君） 7番議員のご質問にお答えいたします。

エアコンでございますが、保健室のみという部分では設置は可能かと思いますが、学校全体を見ますと、保健室、熱中症とか気分が悪くなってからの対応では遅いということも考えられますので、エアコンの検討も必要な部分かとは考えておりますけれども、設置するに当たっては、やはり個別型にするとか、集中型にするですとか、今回の熱中症対策では換気の方もということになっておりますので、エアコンだけでやはり換気ができないということで、換気対策も併せて検討しなければならないということもございます。

そのようなことを考えますと、教室等に設置するとなればやはり数千万から数億というような金額がかかってくるというようなこともありますので、設置するに当たっても、例えば、学校躯体の強度ですとか、その辺も検討しなければならないということで、総合的な検討が必要ということで、現在はまだエアコンの設置については、検討段階ということで考えております。

先ほども申し上げましたとおり、保健室の設置ということであれば個別対応、あるいは換気対策の機器も含めて先行というようなことも考えられますけれども、その辺についても併せて検討させていただければと思います。以上でございます。

○議長（笹木正文君） 7番、西内陽美君。

○7番（西内陽美君） 保健室のエアコンについてなんですけれども、やはり保健室といったそういった役割を考えますと、常に廊下側から開け放しにしておくということは、あまりどうかなと、この時期コロナ対策を考えましても望ましくないと思いますので、できれば、エアコンを付けて室内の空調をしっかりと冷やしながら新たな熱交換型の換気扇でも付けてという形で、個別に保健室だけでも対応できるのではないかなと思いますので、是非、今後そういった協議する機会がありましたら、ご検討いただければと思いますので、よろしくお伺いいたします。

○議長（笹木正文君） 答弁を求めます。

○教育委員会事務局長（後木満男君） 7番議員のご質問にお答えいたします。

まず、今年については扇風機で対応させていただきましても、今ご提案頂いた点については、引き続き検討させていただきます。以上でございます。

○議長（笹木正文君） 7番議員よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第54号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第54号、令和2年度新十津川町一般会計補正予算第6号は、原案のとおり可決されました。

◎閉議の宣告

○議長（笹木正文君） 以上で、本臨時会の会議に付された議件は、すべて議了いたしました。

会議を閉じます。

◎閉会の宣告

○議長（笹木正文君） 令和2年第4回新十津川町議会臨時会を閉会をいたします。

ご苦労さまでした。

（午前10時20分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員